

家庭保育の協力について（お願い）

平素は、本市教育・保育行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて現在、大阪府に緊急事態宣言が発出されているところですが、依然として感染拡大の終息が見えず、本市におきましても感染者数が増加傾向にある状況です。

こうした中、小中学校では9月から新学期が始まり、子どもたちへの感染拡大も懸念されることから、本市保育施設における感染拡大防止をより一層徹底するため、下記に掲げる皆様につきましては可能な限り登園を控えていただき、家庭での保育にご協力くださいますようお願いいたします。

保護者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、感染拡大防止の観点から、何卒ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 家庭保育を要請する期間

令和3年9月6日（月）から9月12日（日）まで

※緊急事態宣言が延長された場合、登園自粛要請期間も延長いたします。

2. 家庭保育の協力をお願いする方

- ①保護者の方のお仕事がお休みの場合
- ②在宅勤務や育児休業中等により、ご自宅で保育が可能な場合
- ③上記の理由以外で家庭保育に協力いただける場合（1号認定児童を含む）

3. 保育料について（0歳児～2歳児）

〇月額保育料を日割り計算し、欠席日数に応じて以下のとおり還付いたします。

【保育料の日割り計算方法】

現在の月額保育料 × (月の開所日数－欠席日数) ÷ 25日 = 日割り計算後の保育料

※一旦保育料全額をお支払いいただき、利用状況を確認後に還付いたします。

※日割り計算後の保育料は10円未満切り捨てとします。

※還付額は「現在の月額保育料－日割り計算後の保育料」となります。

※土曜日は、常態的に登園されていない方は、欠席日に含めません。

【還付方法】

- ・公立施設、民間保育所
⇒対象の方に対し還付通知を配布後、保育料口座振替口座に振入いたします。
- ・民間認定こども園、小規模保育事業所
⇒通園施設にお問合せください。

4. 公立施設の副食費について（3歳児～5歳児）

〇1号認定児童は150円、2号認定児童は180円に欠席日数を乗じた額を還付いたします。

（土曜日の取扱い及び還付方法については上記の保育料の場合と同様です。）

※副食費の軽減措置が適用されている世帯は還付措置の対象外です。

※民間保育園等をご利用の方の給食費については通園施設にお問い合わせください。

**★保育料及び副食費の還付対応は9月6日から12日までの間に限ります。
（緊急事態宣言が延長された場合は還付対応期間も延長されます。）**

【連絡先】福祉こども部こども施設課
TEL：072-972-1581（直通）